

株式会社 設立時 決定事項

発起人（設立後の株主）		
発起人	個人または法人	
定款 I 概要		
商号	〇〇〇〇株式会社／株式会社〇〇〇〇	英語表記を定める場合、定款で規定することができます。
本店所在地	最小行政区画（東京都の場合は区）または具体的な所在場所 〒 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 （〇〇ビル〇階）	定款では区（東京都の場合）、市まで規定します。町名以下は任意です。  登記では番地まで規定します。ビル名以下は任意です。
目的	1. 2. 3. 4.	
公告方法	官報（または日刊紙等）	官報が一般的です。
定款 II 株式・資本		
株式譲渡制限の有無	譲渡により取得する場合の取締役会（または株主総会）の承認	
株券発行の要否		一般的には、株券を発行せず、株主名簿により株主を管理します。
発行可能株式総数		設立時発行株式数の4倍以上でも構いません。

発起人が出資する財産	(金銭その他)	発起人ごとに決定します。一般的には金銭を出資します。
発起人に割り当てる株式数		発起人ごとに定めます。
設立時発行株式数		
資本金の額		
定款 III 機関		
取締役会の有無	取締役会を置く場合、取締役会に関する規定を定めます。(招集方法、議長、決議要件、決議方法等)	
取締役の員数	(取締役会を置く場合、3人以上) (取締役会を置かない場合、1人以上)	
取締役の任期	原則2年。10年まで伸長可能。	
代表取締役	1名以上	
代表取締役選定方法	(取締役会を置く場合、取締役会の決議により選定します。) (取締役会を置かない場合、全員代表取締役とするか、株主総会決議または取締役の互選により代表取締役を選定します。)	
取締役会の書面決議	一般的に、取締役全員が取締役会決議事項に同意する場合、会を開催する代わりに、取締役全員の同意書により取締役会決議があったものとみなす旨の規定を置きます。	

業務執行を行わない取締役の責任免除・制限規定の有無	一般的に、外部者が役員に就く際、役員を免除／制限する規定を置き、かかる契約を締結します。該当する取締役がない場合でも規定を置くことは可能です。	
監査役の有無	1人以上（取締役会を置く場合。監査役に関する規定を置きます。） 3人以上（監査役会を置く場合。）	
監査役の任期	原則4年。10年まで伸長可能。	
監査役の権限	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することが可能です。 限定しない場合、監査役の監査の範囲は、会計および業務（取締役の業務執行の監督）に及びます。 取締役会に出席する義務を有します。	
監査役会の有無	監査役会を置く場合、監査役を3人以上選任し、監査役会に関する規定を定めます。	
会計監査人の有無	（会計監査人を置く場合。 会計監査人に関する規定を置きます。）	
定款 IV 計算		
事業年度	○月1日から同年／翌年○月末日まで	1年を超えることはできません。
中間配当の有無	取締役会を置く株式会社は、一事業年度の途中で1回、取締役会決議により剰余金の配当（中間配当）を行うことができます。中間配当を行うためには、定款に規定する必要があります。	

## 必要書類リスト

1. 定款
2. 定款認証用委任状  
発起人の実印を押印・契印していただきます。
3. 発起人の印鑑証明書（個人の場合）
4. 本店所在場所決定書  
発起人の実印を押印・契印していただきます。
5. 取締役就任承諾書  
取締役の実印を押印・契印していただきます。
6. 代表取締役以外の取締役の運転免許証(表裏)コピー、住民票等  
「原本に相違ない」旨及びご氏名を記入頂き、認印を押印していただきます。
7. 取締役の印鑑証明書  
発起人と異なる場合
8. 出資金払込証明書  
発起人名義の銀行通帳の表紙及び送金に関する頁のコピーをご用意頂きます。
9. 登記委任状  
会社の代表印の押印が必要です。
10. 印鑑届書  
設立時代表取締役の実印を押印して頂きます。  
会社の代表印の押印が必要です。

設立手続フロー

	事項	分担	確認、捺印／署名
1	設立事項の決定	発起人	代理人にて確認
2	発起人に関する証明書の収集 ・ 個人の印鑑証明書	発起人	代理人にて確認
3	定款案の作成	代理人	発起人にて確認 実印／署名
4	公証人による定款案のレビュー	代理人	
5	・ 定款認証委任状の作成 定款認証委任状を1頁目、定款の最終ドラフトを2頁目以降として左端をステイプラーで綴じます。各頁の間に契印を捺印して下さい。 ・ 発起人の証明書の送付	発起人から 代理人に送付	発起人にて捺印
6	定款認証	代理人	
7	発起人による出資金の払込み ・ 発起人全員から出資金を受領する発起人の口座宛に振込んで下さい。 ・ 出資金を受領した発起人は、受取口座の通帳の表紙、各振込みがプリントされた頁のコピーを取って下さい。他の部分は、覆って結構です。	発起人	
8	その他の書類の作成（就任承諾書等）	代理人	発起人にて確認 実印／署名
9	代表印発注	代理人（または発起人）	
10	設立登記申請	代理人	
11	登記事項証明書、印鑑証明書の取得	代理人	
12	銀行口座開設	株式会社	
13	外為法上の株式取得報告書の作成、提出 (該当する場合)	代理人	発起人にて確認